

調達要求番号：5SH51A10010

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
		2
小型無人機妨害器材移設役務	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和7年11月7日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	与那国沿岸監視隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する小型無人機妨害器材移設役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 設置器材

小型無人機妨害器材移設に係る必要器材

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装プ武第188号（31.1.9）]

1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。

る。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 役務内容

役務内容は、器材の機能を発揮できるように据付及び調整を行うほか、次による。

なお、内容が異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに現地据付場所を確認の上、次の事項を記載した据付及び調整に関する設計書を作成するものとする。
- 1) 作業工程表
 - 2) 装置配置図及び装置間接続図
 - 3) 移設調整要領
- b) 据付は、器材の保管場所から据付け場所までの運搬、設置用架台などの取り付け、機器間配線及び室内分電盤から各装置への電源ケーブルの配線・接続を含むものとする。
- なお、必要な機材及び資材などは、契約の相手方で準備するものとする。
- c) 本役務で発生した包装材の処理は、契約の相手方で処分するものとする。

2.3 据付対象構成品及び要求する役務内容

据付対象構成品は、請負事業者により準備するものとし、細部は、調達要領指定書官側との調整によるものとする。

2.4 据付場所

据付場所は、調達要領指定書によって指定するものとし、細部は、官側との調整による。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、4.1.2の試験実施要領書に基づく試験を実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 据付及び調整に関する設計書

契約の相手方は、契約締結後速やかに据付及び調整に関する設計書を作成し、官側の確認を受けた後、担当官に1部提出する。

なお、官側の確認先は、調達要領指定書によって指定する。

4.1.2 試験実施要領書

契約の相手方は、試験実施に先立ち試験実施要領書を作成し、官側の確認を受けた後、担当官に1部提出する。

なお、官側の確認先は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001（以下、“一般共仕”という。）の箇条によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請又は官給の申し出は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準とし

て行うものとし、無償貸付及び官給の時期及び場所は、官側との調整による。

4.3 保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) 駐屯地などにおける保全施設立入りの申請受付、許可などに関する事項
- e) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による。